

認定規則

1. 資格認定方法

認定は、日本音楽療法学会（以下「本学会」と略す）に提出された申請書類に基づき、本学会内に設置された資格認定委員会の審議を経て本学会がこれを行う。資格認定委員会は本学会が選出した若干名の委員により構成される。

2. 申請資格

申請者は、日本音楽療法学会の正会員であることを前提、必須条件とする。申請資格（審査該当者）の基準については別定の審査該当者基準細則に定める。

3. 審査報告

資格認定委員会は、申請者が提出した申請書類を別定の審査細則に基づいて審査し、必要に応じて試験（面接等）を行い、その結果を本学会理事会に報告するものとする。

4. 通知

理事会は資格認定委員会の報告を受け、適切であると判明した場合は、速やかに申請者本人にその結果を通知しなければならない。なお認定した申請者に対しては、認定証を交付するものとする。

審査細則および審査該当者基準細則

資格認定審査にあたり、審査該当者および審査基準について以下のように定める。

第1項から8項まで各項目についてバランスよくポイントを満たしていることが望ましいが、以下の 、 、 を必ず含んで【申告書 - 2】から【申告書 - 10】までの合計ポイント数が1,000ポイント以上の場合を資格審査該当者とする。

第1項・音楽療法の知識【申告書 - 2】もしくは第2項・講習会受講【申告書 - 3】【申告書 - 4】

第3項・臨床経験【申告書 - 5】

第4項・研究発表および症例（事例）報告【申告書 - 6】

なお、申請書類と同時に事例研究レポートの提出を求める。これは学歴などを問わない暫定期間における実力本意という基準を明確にし、該当者を幅広く認定するためである。

また、上記の主旨を生かすために書類審査で審査該当者と認定された全員に「試験（面接・実技）」を行う。

さらに、4年制の音楽療法コース^(注1)の卒業生および卒業見込み者で音楽療法士（補）の認定を受けようとする者に関しては、別に定める試験制度^(注2)によるものとする（附則4参照）。

詳細に関しては以下に示す1～8の各項細則に即して見られたい。

1. 音楽療法の知識【申告書 - 2】

本学会が別項に示す大学（短大を含む、以下同じ）、あるいは専門学校（附則1参照）において、音楽療法あるいは、音楽療法とみなされるカリキュラムを15時間以上履修した者、もしくは、これと同等以上の知識や技術を既に習得していると認められる者。

- 1) 「音楽療法あるいは、音楽療法とみなされるカリキュラムを15時間以上履修」とされているが、その具体的な認定基準は、通年授業4単位、半期授業2単位、4日間の集中講義（90分の授業が15回）2単位とし、1単位を15ポイントとする。
- 2) 研究生、もしくは科目等履修生として取得した単位も認められる。
- 3) 「音楽療法とみなされるカリキュラム」とは、日本音楽療法学会の「音楽療法専攻コースカリキュラムに関するガイドライン01」に示されている「音楽分野」の一部科目、および「関連領域」に該当するもので、心理学、医学、および福祉・教育に関する科目を意味するが、単位取得証明書の提出によって認定される。

音楽療法および音楽療法とみなされるカリキュラム一覧

音楽療法科目	音楽療法理論	音楽療法概論（資質・倫理を含む）、音楽療法の理論と技法、音楽療法各論Ⅰ（障害児・者など）、音楽療法各論Ⅱ（精神科・心療内科など）、音楽療法各論Ⅲ（高齢者・緩和ケアなど）	科目に音楽療法と名称のつくもの全て可（専門コース・カリキュラムでの単位のみ該当） 上限ポイントなし
	音楽療法演習・実習		上限ポイントは8単位 120ポイント（専門コース・カリキュラムでの単位のみ該当）
ガイドライン01に基づく音楽療法技能および音楽療法とみなされる音楽分野実技科目	音楽療法技能Ⅰ	歌唱・伴奏・ピアノ・声楽・ピアノ伴奏法	これらの中から1科目申請可 上限ポイントは2単位30ポイント
	音楽療法技能Ⅱ	即興演奏	上限ポイントは2単位30ポイント
	音楽療法技能Ⅲ	作曲・編曲・アンサンブル・器楽・指揮・合唱・合奏・キーボードハーモニー	これらの中から1科目申請可 上限ポイントは2単位30ポイント
ガイドライン01に基づく音楽療法とみなされる関連領域科目		医学・心理学分野の医学概論（解剖・生理、治療学、症候学、チーム医療等）、臨床医学各論Ⅰ（精神医学、心身医学、老年学など）、臨床医学各論Ⅱ（小児科学、内科学、リハビリ学、関連医学）、臨床心理学Ⅰ（面接法、心理テスト、行動評価など）、臨床心理学Ⅱ（心理療法の諸理論と技法）、福祉・教育分野の社会福祉概論（福祉システム、関連法、児童・老人・地域福祉）、発達心理学（これ以外の心理学関係科目も全て申請可能 但し音楽心理学は除く） 障害児教育（障害学を含む） 教育原理、音楽教育学、音楽療法の原著講読、ギター等の携帯伴奏楽器、リトミック	これらの中から3科目申請可 各科目2単位 上限ポイントは合計6単位90ポイント

* 【申告書 - 2】を申請の際は、上記の表を参考にし、上限ポイントに注意すること。

2. 講習会受講【申告書 - 3】【申告書 - 4】

本学会および各支部の主催する学術大会、講習会、ならびに本学会の認定する学術大会、講習会、研究会等（附則2参照）において、15時間以上受講したと認められる者、あるいは、これと同等以上の水準にあると認められる者。

- 1) 「15時間以上受講」とされているが、ここでいう1時間とは実時間でなく、90分の講義1回分を意味する。
- 2) 講習会は以下2種類に区別される。
 - (A) 受講成果が、試験やレポート提出等によって認定されたことを証明される講習会
 - (B) 一般的な講習会
- 3) 本学会および各支部の主催する学術大会は、参加1日につき10ポイントとする。
本学会および各支部の主催する講習会の場合は、90分の講義を4ポイントとし、本学会の認定する学術大会、講習会、研究会等の場合は、2ポイントとする。
しかし、上記のBの場合は、前者を2ポイント、後者を1ポイントとする。
- 4) 日本音楽療法学会の認定を受けるためには、当該団体が所定の書式により、学会支部まで申請し、音楽療法関係団体としての登録番号を取得し、講習会等の認定を受けなければならない。

3. 臨床経験【申告書 - 5】

医療、教育、福祉の場において、3年以上の音楽療法もしくは音楽療法的アプローチの臨床経験を有し、1年以上責任者としての経験を有する者。

- 1) 「3年以上」の臨床経験が前提であり、その内「1年以上責任者としての経験」も必要であると定められているが、認定は次の基準によって行う。
- 2) 臨床経験の認定は、臨床経験の証明書と事例研究レポートによって行う。なお、ここでの事例研究レポートとは、実際に行っているセラピーの内容の判断に必要なものである為、実験やアンケート調査の報告などは不可とする。
- 3) 証明書とは音楽療法をおこなっている施設・団体の責任者もしくは音楽療法の依頼者等が音楽療法を行った者の氏名、対象者、場所、期間、頻度、セッション回数を証明するものである。証明書が得られないときは、その理由を明記した自認書の提出を求め、内容を審査して証明書に準じたものとして評価される。
- 4) 音楽療法の臨床経験から1事例を選び、所定の書式により事例研究レポートを提出しなければならない。ただし、責任者としての臨床経験が2年の場合は2本、3年を超える場合は3本(上限)の事例研究レポートを提出しなければならない。
(補)の資格者は経験年数に関係なく1本とする。
なお、この事例研究レポートが、既発表の場合はその旨を明記し、未発表の場合は提出した事例研究レポートを後に学会等で発表できるものとする。
既発表の場合もレポート作成要領に従い作成しなおして提出するものとして、抄録などのコピー添付は不可とする。
- 5) 事例研究レポートの認定基準は、日本音楽療法学会の学術大会での事例研究発表の水準に準じたものとする。
- 6) 経験年数のカウント方法は、週1回のセッションをおこなっていることで1週間の臨床経験とし、40回で1年間の臨床経験になる。対象者やセッション場所が異なる臨床経験も通算できる。
- 7) 4月から翌年の3月までを基準期間とし、その期間内に40回以上のセッションを行っている場合に臨床経験を持った1年間とし、その開始年月日が臨床経験のスタートとして認定される。この基準期間内における40回を超えるセッション回数は次年度に持ち越すことはできない。このカウント方法で3年(内1年以上は責任者)以上の臨床経験を持つ者を資格審査該当者とする。
- 8) 音楽療法士(補)の認定を受けた者が、正規の音楽療法士として資格申請する場合、在学中のカリキュラム内における臨床実習に限って年度を超えて通算できる。しかし、臨床経験のスタート年月日は、通算40回に到達した年度における最初のセッション日とする。
- 9) 臨床経験によるポイント認定の場合は、3年間の臨床経験条件を満たすカウント方法とは異なり、年度を超えて通算できる。また、1年間に80回のセッションを行った場合は、2年分の臨床経験ポイントが与えられる。その認定ポイントは次表の通りである。
- 10) コワーカーとしての経験年数が2年で責任者としての経験年数が1年の場合の計算式は、 $100 + 150 = 250$ ポイントになる。ただし、経験年数の小数点以下は切り捨てて計算するものとする。その上限は650ポイントまでである。

- 11) 【申告書 - 5】の「立場」に学生と記載したときのポイントは、主セラピスト・副セラピストに関わらず学生・研修生等のポイントを計上する。
- 12) 医療専門職、保育士、教員、介護職などが音楽療法に準じた臨床経験を持っている場合は、証明書によって臨床経験2年間を上限として認定される。それゆえに1年間の音楽療法の臨床経験を積み重ねれば資格審査該当者になる。しかし、臨床経験としてのポイントは、音楽療法の臨床経験にのみ与えられる。
- 13) 海外での臨床経験は2年しか認められない。1年は国内での臨床経験を必要とする。

[臨床経験の評価表]

経験年数	責任者	コワーカ アシスタント	学 生 研修生等
1年	150P	80P	50P
2年	250P	100P	70P
3年	350P	120P	90P
4年	450P	140P	110P
5年	550P	160P	
6年以上	650P		

ポイント計算例 A施設での総セッション数 120回 (責任者)
 B施設 " 80回 (責任者)
 C施設 " 60回 (コワーカー)

A + B = 200回.....200回 ÷ 40回 (年間条件) = 5年.....550ポイント
 C.....60回 ÷ 40回 (年間条件) = 1.5年.....80ポイント 合計630ポイント

4. 研究発表および症例 (事例) 報告【申告書 - 6】

- ・本学会および各支部の主催する学術大会、講習会、研究会、公開ケース検討会等において、研究発表、あるいは、症例 (事例) 報告を行った者。
- ・本学会の認定する学術大会、講習会、研究会、公開ケース検討会等において、同様の経験を有する者。

- 1) 本学会および各支部の主催する学術大会、講習会、研究会、公開ケース検討会等の場合は、1回毎に100ポイントとし、本学会の認定する学術大会、講習会、研究会、公開ケース検討会等の場合は、1回毎に80ポイントとする。
- 2) 本学会の認定を受ける方法や基準は上記の講習会等の場合と同じである。
- 3) ポスターセッションでの発表も同じように評価される。しかし、口頭発表者以外の連名者は発表者として申請することはできない。

5. 論文発表および著書【申告書 - 7】【申告書 - 8】

- ・音楽療法もしくは、近接関連領域 (附則3参照) の専門誌 (編集委員会の査読のあるもの) に、音

楽療法に関する論文を発表した者。

・音楽療法に関する著書を単独あるいは共同執筆によって刊行した者。

- 1) 編集委員会の査読がある音楽療法の専門誌に掲載された原著論文、症例（事例）研究は、1件につき200ポイントとする。
- 2) その他の刊行物に掲載された音楽療法に関する原著論文、症例（事例）研究は、1件につき100ポイントとする。
- 3) 音楽療法の著書に関して単著の場合は1冊につき300ポイントとする。共同執筆の場合は執筆頁数に応じてカウントする。

計算例 自分の担当ページ数 ÷ 総ページ数 × 300 = ポイント数

- 4) 関連領域の著書の場合は1冊につき200ポイントとする。

6. 教育指導経験【申告書 - 9】【申告書 - 10】

・教育機関において、音楽療法あるいはそれに関連する講義を10時間以上担当した者。

・学術大会、講習会等において、講演、実技指導等を行った経験を有する者。

- 1) 大学、短大、専門学校の専任教員として音楽療法あるいはそれに関連する講義を1年以上担当している場合は300ポイント、非常勤で1年以上担当している場合は150ポイントとする。但し上限を300ポイントとする。
- 2) 本学会および各支部の主催する学術大会、講習会、研究会等での講演、実技指導は、1時間以上のもの1回毎に100ポイントとし、本学会の認定する学術大会、講習会、研究会等の場合は、1回毎に60ポイントとする。
- 3) 本学会の認定を受ける方法や基準は上記の講習会等の場合と同じである。

申告書2～10までの合計ポイント数が1,000ポイント以上あることが必須条件。

7. その他【申告書 - 11】

次の2項に該当する者は、審査の際に考慮することができる。

教育分析、研修グループ体験（自己啓発的研修）、スーパービジョンの経験を有する者。

精神療法、芸術療法、作業療法、カウンセリング、言語療法等の臨床経験を1年以上有する者。

1事例1時間以上の個人的に受けたスーパービジョンは、【申告書 - 11】に記入し、その詳細内容がわかる報告書を添付すること。内容に応じてポイントが加算される。ポイント数は内規により、これを別に定める。

ここでいうスーパービジョン1時間とは、音楽療法セッションの時間を含まない、純粹にスーパーバイザーとスーパーバイジーの事例に関するやり取りに費やされている時間だけを指す。

スーパーバイザーは、日本音楽療法学会認定音楽療法士の有資格者としての臨床経験（音楽療法に関する教育経験も含む）が5年以上で、学会発表や研究論文発表などの実績を有する者、もしくは医

療、心理臨床、音楽等の領域の専門家として社会的な認知を受けている者でなければ認定されない。

8. 試験（面接等）

試験（面接・実技）は書類審査を通過した者を対象とする。

事例研究レポートや臨床経験、過去の教育経験等に対して補足的な口頭試問および実技試験を行い、音楽療法士としての資質等を確認する。

附 則

1 日本音楽療法学会が別項に示す大学、あるいは専門学校とは、次のものを指す。

- ・医学系大学あるいは学部
- ・心理学系あるいは人間科学系大学、学部、専門学校
- ・音楽系大学あるいは学部、学科、専門学校
- ・リハビリテーション系大学、学部、専門学校
- ・看護系大学あるいは学部、学科、専門学校
- ・教育系大学あるいは学部、専門学校
- ・福祉系大学あるいは学部、学科、専門学校
- ・音楽療法士養成コースを持つ大学あるいは専門学校
- ・その他、これに準ずると資格認定委員会が認める教育機関

2 認定する学術大会、講習会、研究会とは次のものを指す。

- (1) 日本音楽療法学会「講習会・研修会・ワークショップ」等に関する認定規則に基づいて学会支部もしくは学会本部が認定したもの。
- (2) 大学など音楽療法士養成機関やカルチャーセンターなど教育事業を行っているものが催す講習会等はこの該当外とする。

3 近接関連領域とは、医学、心理学、音楽学、音楽教育、看護、福祉、保育、障害児教育、芸術療法、作業療法、言語療法等の領域を指す。

4 音楽療法士（補）について

試験により音楽療法士（補）として認定された者が、正規の音楽療法士として資格申請する場合は、一般の資格申請に準じて書類を提出し、試験（面接等）を受けるものとする。その際、資格審査申請書（SNA）の該当欄に音楽療法士（補）の認定通知書に書かれていた補充条件の有無を記入し、条件が付いていた場合は、それを補充した証明書を添付しなければならない。

なお、在学中の実習を音楽療法士の資格基準にある「3年間の臨床経験」に含めて申請する場合は、暫定期間における資格申請に準じて臨床経験の証明書を添付するものとする。

在学中における学外活動としての臨床経験は暫定期間における一般の証明書と同じであるが、カリキュラム内の実習は、見学的な参観実習と臨床実習（メインセラピスト、または、コ・セラピストとしての実践的な臨床経験）を区別するものとし、臨床実習に該当することを明らかにし

た証明書がある場合に認定される。また、在学中の臨床実習については、指導教員と実習場所における指導者を付記しなければならない。

ここで注意してほしいことは、音楽療法士（補）の場合は、1,000ポイント以上が審査基準ではなく、臨床経験が3年間以上あり、その内1年間以上の主セラピストとしての経験を有するかどうかである。臨床経験（申告書 - 5）以外の申告書は、審査対象ではなく、事例研究レポート審査のための参考資料として扱われる。

なお、【申告書 - 1】(履歴) は記載すること。

(注1) 音楽療法の専門学校、および短期大学の専攻科が学位授与機構による学士授与の資格を持っている場合を含む。

(注2) この試験制度が確立するまでは、一般の申請者と同じように資格申請を受け付け、本審査細則に準じて認定される。この場合、第3項の臨床経験年数を満たしていない場合でも音楽療法士（補）として認定され、認定後において3年という臨床経験基準に到達した段階で正規の音楽療法士の申請をすることができる。

(注3) 2005年度以降の（補）資格者は正規の音楽療法士申請時に（補）資格証明書を添付する。